

その他の支援事業

妊婦健康診査

安心して出産できるよう、国が示す標準検査項目のすべてについて自己負担なく妊婦健康診査を受診していただけます。受診手帳をお渡ししますので、妊娠が判明すればお住まいの区の保健福祉センターへお越しください。

問い合わせ こども青少年局管理課(母子保健) ☎6208-9966 FAX6202-6963



アレルギー対応等栄養士配置

給食における食物アレルギー対応や栄養管理の取り組みをさらに進めるため、民間保育所と認定こども園に、今年4月以降の配置基準を超える栄養士の雇用にかかる経費を助成しています。

問い合わせ こども青少年局保育企画課 ☎6208-8031 FAX6202-6963

※これらの事業の他にもさまざまな子育て支援施策を進めていきます。今後実施する施策についても随時お知らせしていきます。

マイナンバー制度 よくある質問と答え



マイナンバー制度は、住民票を有するすべての方(外国籍の方を含む)に、1人に1つずつお渡しする12桁の番号を使って、社会保障や税などの行政手続を行う国の制度です。今月はマイナンバー制度についてのよくある質問にお答えします。

問い合わせ 総務局 IT統括課 ☎6543-7118 FAX6543-7130

Q1. 個人情報の管理はどうなっているの?

- A. 社会保障や税などの個人情報は、今までどおり各機関で管理します。また、行政機関などがマイナンバーを使った届け出を受け付ける際には、厳格な本人確認を義務付けられており、成りすまし防止などの安全策が講じられています。

Q2. マイナンバーの取り扱いで気を付けるべきことは?

- A. 生涯にわたって利用する番号です。社会保障や税などの行政手続や勤務先への届け出などで提示する以外は、むやみに他人に教えることのないよう、たいせつに管理してください。

Q3. 引っ越しをする場合、どうしたらいいの?

- A. 「通知カード」が届く前に引っ越して住民異動届を出された場合、転居先住所にカードを送付します。カード受け取り後に引っ越した場合には、転居先の市区町村でカードの記載内容変更の届け出をしてください。

Q4. 手元に届く「通知カード」は身分証明書として利用できるの?

- A. 顔写真が入っていないため、一般的には利用できません。顔写真入り身分証明書が必要な方は「個人番号カード」の交付を申請してください。

「住民基本台帳カード」について

新規発行は平成27年12月28日までですが、お手持ちのカードは有効期限まで利用可能です。また、このカードを利用した電子証明書の更新は平成27年12月22日までですので、必要な方はそれまでに手続きをお願いします。

やむを得ない理由(東日本大震災による被災、DV等被害、長期間入院など)により住民票の住所地で「通知カード」を受け取ることができない方へ

居所情報登録申請書を平成27年9月25日までに住民票のある市区町村に持参、または送付(必着)してください。申請が認められた方には、登録された居所に「通知カード」が送付されます。

問い合わせ 市民局総務課(住民情報)
☎6208-7337 FAX6202-7073

ご不明な点は マイナンバーコールセンターへ

(全国共通ナビダイヤル)※通話料必要

日本語窓口 ☎0570-20-0178

外国語窓口 ☎0570-20-0291

9:30~17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)

来月号では、「通知カードを受け取ったら」について掲載します。